

蓮田市 第2次環境基本計画

〔 概要版 〕



2022 (令和 4) 年 3 月
蓮 田 市

計画の基本的事項

1. 計画の目的と位置づけ

蓮田市第2次環境基本計画（以下、本計画とします。）は、蓮田市環境基本条例第8条の規定に基づき、同条例第3条に定めた基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、蓮田市第5次総合振興計画に掲げる蓮田市（以下、本市とします。）の将来像である「四季かおる つながり 安心 活きるまち」を環境面から目指すものです。

本計画の推進にあたっては、国や県の環境基本計画などの関連計画と連携していくこととし、本市が策定する各種計画及びその計画に基づき展開される施策のうち、環境に影響を及ぼすと認められるものについては、同条例第9条に基づき、すべて本計画との整合を図るものとします。

また、近年では国内外において地球温暖化対策が喫緊の課題となっており、温室効果ガスの排出量削減が求められていることや、市域の緑の保全・整備及び創出には、生物多様性への配慮や景観資源としての機能など、本計画に直接関係のある事項が多いことから、本計画には「蓮田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「蓮田市第2次緑の基本計画」を内包します。

2. 本計画の対象範囲と“環境”の範囲

本計画の対象範囲は本市全域とします。また、本計画で対象とする“環境”分野の範囲は4つの視点（自然環境、生活環境、地球環境、環境教育と協働）から捉えた分野とします。

3. 計画の期間

本計画は、内包する蓮田市第2次緑の基本計画及び蓮田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と合わせ、計画期間を2022（令和4）年度から2041（令和23）年度までの20年間とし、5年ごとを目途に見直すものとします。ただし、社会情勢の変化、国の制度改正、本計画の進捗状況などにより、必要に応じて随時見直しを行えるものとします。

		平成 30 年度	令和 1 年度			令和 4 年度					令和 9 年度					令和 14 年度					令和 19 年度					令和 23 年度				
蓮田市 環境基本計画				蓮田市第2次環境基本計画 (5年ごとを目途に見直し)																										次期 計画

4. 計画の主体と役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者及び市の三者が主体となって推進します。本市に生活する人々がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、互いに協力し、連携することが重要です。

計画の目標と体系

1. 目指す環境像

本計画の目指す環境像は蓮田市環境基本計画から引き継ぎ「人と自然とが共生できるまち蓮田」とします。

人と自然とが共生できるまち蓮田

蓮田は、元荒川や黒浜沼・山ノ神沼などの水辺空間、広大な田園や樹林などの豊かな自然に抱かれています。そして、古代から人々が生活を営み、自然と共生しながら発展を続けてきました。

しかし、人類の社会経済活動が活発になり、環境に与える負荷が増大した結果、地球環境を脅かすまでに至っています。

私たちは、良好な環境を人類だけでなく全ての生物と共有していることを認識し、将来世代に引き継いでいく責任があります。

先人たちの生活を見習いながら、環境への影響を配慮し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。

2. 環境目標

目指す環境像の実現に向け、4つの環境分野別に環境目標を次のとおり設定します。

1 【自然環境】 都市・緑・水辺が調和し、生物が生き生きとしているまち

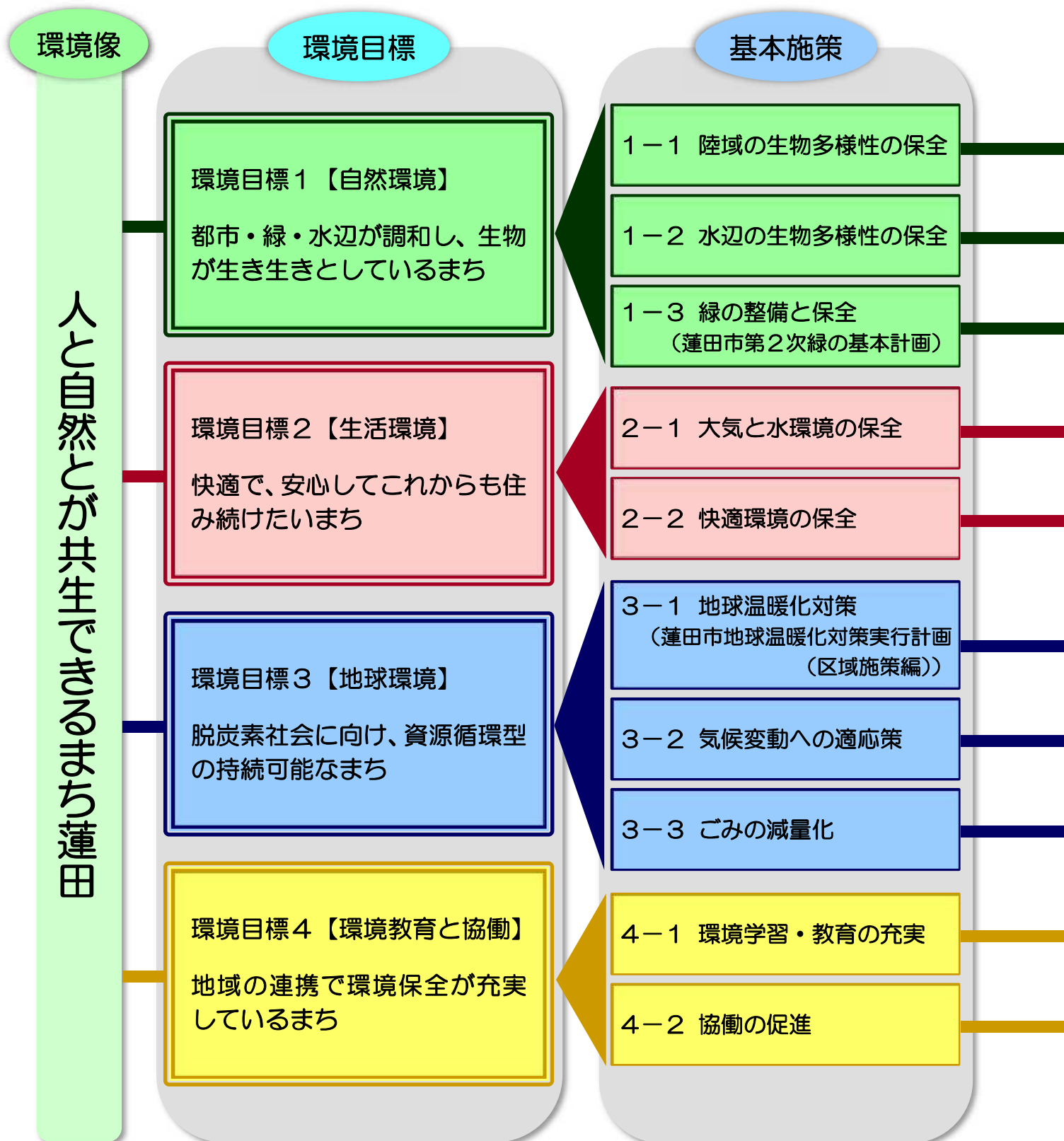
2 【生活環境】 快適で、安心してこれからも住み続けたいまち

3 【地球環境】 脱炭素社会に向け、資源循環型の持続可能なまち

4 【環境教育と協働】 地域の連携で環境保全が充実しているまち

3. 施策の体系

目指す環境像の実現に向けて、4つの環境目標と10の基本施策、27の施策により、環境の保全と創造に向けた展開を図ります。



また、施策の展開にあたっては SDGs の考え方を取り入れ、各施策に対応した SDGs 目標を示します。

施策

関連する SDGs 目標

- ① 在来種の保全
- ② 外来種対策の推進



- ① 池沼環境の保全
- ② 河川環境の保全



- ① 生物多様性に配慮した緑の保全・整備
- ② まちの緑地の維持



- ① 大気環境の保全
- ② 水環境の保全
- ③ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進



- ① 雑草等・空き家対策
- ② 不法投棄対策
- ③ 野焼き対策
- ④ 感覚公害（騒音・振動・悪臭）対策



- ① 省エネルギー化の推進
- ② 再生可能エネルギーの利用推進
- ③ 温室効果ガス吸収源の確保



- ① 熱中症対策
- ② 防災・減災対策
- ③ 外来種侵入防除策
- ④ 農作物被害への対策



- ① ごみの減量化の推進（Refuse・Reduce）
- ② 資源循環の推進（Reuse・Recycle）
- ③ 収集運搬体制の整備



- ① 環境学習の場の提供
- ② 事業者の活動の促進



- ① 環境保全に関する情報提供の充実
- ② 地域活動の促進



施策の展開

この項では「施策の体系」で示した基本施策ごとに、環境に関するさまざまな課題を解決するために設定した【指標目標】と目標を達成するための具体的な【施策】を中心に示します。

環境目標 1【自然環境】都市・緑・水辺が調和し、生物が生き生きとしているまち

市内を縦断する元荒川をはじめとした河川や黒浜沼等の水辺環境、周囲に広がる農地や市内に現存する雑木林や社寺林等の緑の保全が進み、それらを拠点とした緑のネットワークが形成されることで、多様な生物が生息・生育するまちを目指します。

《基本施策 1-1》陸域の生物多様性の保全

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年秋調査・令和3年春調査)	目標値 (令和23年度)
在来生物確認種数	【動物】44目 296科 1542種 【植物】109科 389種	現状を維持する

【施策】

施策名	施策の内容
①在来種の保全 ※緑地保全については 基本施策 1-3 で展開   	動植物の生息生育状況調査を実施し、実態把握に努めます。
	自然観察会を実施し、市内の生物多様性への意識啓発を行います。
	広報紙や SNS を活用して陸域の生物多様性の理解促進を図ります。
	生物多様性の保全活動を推進します。
	生態系ネットワークに配慮した開発や緑の創出を図ります。
	環境保全型農業を推進します。
②外来種対策の推進  	広報紙や SNS を活用して外来生物の理解促進を図ります。
	アライグマやアレチウリなどの特定外来生物の駆除などの防除策を推進します。

《基本施策 1-2》水辺の生物多様性の保全

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
生物（野鳥、昆虫、魚など）に関する満足度 (満足+やや満足)の割合 (市民アンケート)	27.7%	40%

【施策】

施策名	施策の内容
①池沼環境の保全   	池沼の保全に努めます。
	池沼の水質調査を継続し、適切な水環境の継続監視に努めます。
	池沼の生物調査を実施し、実態把握に努めます。
	ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、タイリクバラタナゴ、カラドジョウ、ブルーギルなどの外来生物の周知に努め、防除を図ります。
②河川環境の保全   	河川の護岸整備等の際は、水域とその周辺の緑を合わせた水辺の生物多様性に配慮します。
	河川での不法投棄の減少に努めます。
	河川の定期的な水質調査を継続し、適切な水質の継続監視に努めます。
	河川の水質調査に生物学的水質判定を用い、水辺環境の実態把握に努めます。
	カラドジョウ、チャネルキャットフィッシュなどの外来生物の周知に努め、防除を図ります。

《基本施策１－３》緑の整備と保全（蓮田市第２次緑の基本計画）

I) 計画の背景と目的

都市の緑は、人と自然が共生する都市環境の確保や景観資源、生物の生息環境など様々な機能を有しています。一方、都市の緑は私たち人間が適切な保全・整備・管理を行うことで存在するものであり、近年では高齢化や住宅の増加などにより、減少傾向にあり、計画的な緑の整備や保全が求められています。

蓮田市第２次緑の基本計画（以下、「緑の基本計画」とします。）は、都市緑地法第４条に基づき策定する計画で、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。

II) 計画の期間

緑の基本計画の計画期間は、本計画と同じ 2022（令和４）年度から 2041（令和 23）年度までの 20 年間とし、必要が認められた場合に見直しを行うこととします。

III) 対象となる緑地の定義

緑の基本計画で対象とする緑地は、都市緑地法第３条第１項で定義されている「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然環境を形成しているもの」とします。

＜緑の将来像＞

緑の基本計画は、本計画に内包し、本市の緑の保全と育成を目指す計画であることから、緑の基本計画における方向性を示す緑の将来像は、本計画の環境目標 1 と同じにします。

【自然環境】都市・緑・水辺が調和し、生物が生き生きとしているまち

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年2月)	目標値 (令和23年度)
緑被率	58.6%	現状を維持する

【施策】

施策名	施策の内容	
①生物多様性に配慮した緑の保全・整備 	中核地区	黒浜沼上沼・下沼や山ノ神沼の湿地環境を適切に維持し、貴重な動植物の保全に努めます。 黒浜沼上沼・下沼周辺や江ヶ崎地区、高虫・上平野地区に現存する樹林の保全に努めます。
	拠点地区	黒浜貝塚周辺や西城沼公園周辺の樹林地を市街地と郊外の緑を結ぶ拠点として保全に努めます。
	回廊地区	元荒川や綾瀬川と、そこに接続する緑地を生物多様性に配慮した保全に努めます。
	緩衝地区	農地や農業用水路の適切な維持管理に努めます。
②まちの緑地の維持 	都市公園の整備 (住宅地ゾーン・集落地ゾーン)	本市の動植物のコリドーとしての役割を担える都市公園の整備を推進します。
		都市公園は地域の景観資源並びに身近に緑とふれあえる場として、また、防災拠点としての役割も担うため、安全で良好な状態の維持管理に努めます。
	農地の保全 (農業系ゾーン)	農業生産空間として農業基盤の整備を図ります。
		環境保全型農業を支援します。
		担い手の確保と農地の集積・集約を図ります。
		農作業を体験したい市民のレクリエーションとして、自家用野菜、花の栽培や高齢者の生きがいづくりなどのニーズに応えるため、市民農園の適切な管理運営に努めます。
	緑地の活用 (公園・緑地・レクリエーションゾーン)	スポーツや文化・芸術活動、自然観察会や環境学習講座の開催などの生涯学習、ボランティア活動等の場として活用を支援します。
		市の景観資源として良好な緑地を維持します。
	公共施設の緑化 (公共公益施設ゾーン)	公共施設の屋上、ベランダ、壁面、屋内等の緑化を継続します。

環境目標2【生活環境】快適で、安心してこれからも住み続けたいまち

大気環境や水環境の「良好な」状態が保たれ、感覚公害（騒音・振動・悪臭等）による被害が防止されるとともに、不法投棄をなくして“蓮田市らしい”景観を守ることにより、本市で生活する人々がこれからも安心して住み続けたいと思うまちを目指します。

《基本施策2－1》大気と水環境の保全

【指標目標】

指 標		基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
大気環境 測定結果	浮遊粒子状物質	0.016 mg/m ³	環境基準達成
	二酸化窒素	0.011 ppm	
河川の水質 測定結果 (BOD 値)	元荒川・根金橋	夏季： 1.3mg/L 冬季： 5.6mg/L	
	元荒川・川島橋	夏季： 0.9mg/L 冬季： 3.2mg/L	
	綾瀬川・境橋	夏季： 2.7mg/L 冬季： 4.1mg/L	
	綾瀬川・小厩橋	夏季： 1.7mg/L 冬季： 4.4mg/L	
	綾瀬川・立合橋	夏季： 1.6mg/L 冬季： 4.3mg/L	
池沼の水質 測定結果 (COD 値)	黒浜上沼	夏季：12.7mg/L 冬季：15.5mg/L	調査季節すべてで 令和19年度～ 令和23年度平均値 5 mg/L 以下を達成
	黒浜下沼	夏季： 8.5mg/L 冬季： 6.8mg/L	
	山ノ神沼	夏季：20.7mg/L 冬季：18.1mg/L	
生活排水処理人口		83.4%	100%

【施策】

施策名	施策の内容
①大気環境の保全 	大気環境観測を継続し、良好な大気環境の把握に努めます。
②水環境の保全   	河川や池沼の水質調査を継続し、適切な維持管理に努めます。 公共下水道未接続世帯への啓発活動により、未接続世帯の解消を図ります。 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。 雨水排水管や雨水浸透設備の整備を図ります。
③化学物質に関する リスクコミュニケーションの推進   	化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有するため、リスクコミュニケーションを推進します。

《基本施策2－2》快適環境の保全

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
「雑草等」相談件数	140件	100件未満
「不法投棄」相談件数	79件	50件未満
「野焼き」相談件数	38件	20件未満
感覚公害（騒音・振動・悪臭）に関する合計相談件数	16件	10件未満

【施策】

施策名	施策の内容
①雑草等・空き家対策 	雑草等が繁茂している空き地については、土地所有者等に対し、空き地の適正管理を促します。 関係機関（警察署、防犯パトロール隊、地元自治会等）との連携を強化します。 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等を推進します。
②不法投棄対策 	不法投棄対策グッズ（啓発看板、のぼり旗）を活用した対策を図ります。 市民が不法投棄の通報がしやすい環境整備を図ります。
③野焼き対策 	野焼きに対する適切な情報発信に努め、適正指導を行います。
④感覚公害（騒音・振動・悪臭）対策 	建設作業や開発行為から生じる騒音・振動の防止・軽減を図ります。 主要道路に面する道路交通騒音・振動調査を実施し、実態把握に努めます。 悪臭防止法に基づき、悪臭防止指導を推進します。

環境目標 3【地球環境】脱炭素社会に向け、資源循環型の持続可能なまち

2050年のカーボンニュートラルを念頭におき、省エネ活動が充実するとともに、自然エネルギーが有効活用され、温室効果ガスの排出が少ないまちを目指します。また、できるだけごみを出さない、出してしまったごみも再利用するなど、再資源化する取組を、誰もが当たり前のよう実践する資源循環型でゴミがでないまちを目指します。

《基本施策 3-1》地球温暖化対策（蓮田市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

I) 計画の背景と目的

地球温暖化は人間の活動によって排出される温室効果ガスが原因とされており、その解決のためには私たち一人ひとりが身近なことから取り組んでいくことが求められます。

そこで、本市から排出される温室効果ガスの削減を目指し、蓮田市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（以下、「区域施策編」とします。）を策定しました。

II) 計画の期間

区域施策編の計画の期間は、本計画と同じ 2022（令和 4）年度から 2041（令和 23）年度までの 20 年間とし、国の目標の改定や関連する係数の変更など、必要が認められた場合に見直しを行うこととします。

III) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する 7 種とします。

IV) 温室効果ガスの算定方法

区域施策編では、「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」（令和元年 5 月 埼玉県環境科学国際センター）に記載されている蓮田市の値を引用します。

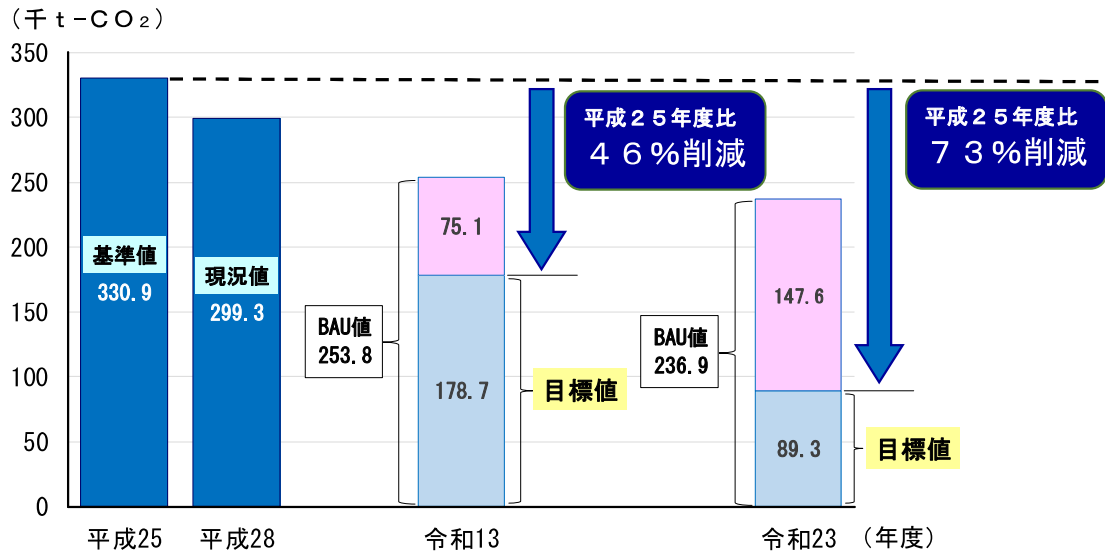
【指標目標】

指 標	基準値 （平成 25 年度）	中間目標値 （令和 13 年度）	目標値 （令和 23 年度）
市内の温室効果ガス 排出量	330.9 千 t-CO ₂	178.7 千 t-CO ₂ （平成 25 年度比 46%削減）	89.3 千 t-CO ₂ （平成 25 年度比 73%削減）

※国では、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 46%削減、2050（令和 32）年度にカーボンニュートラルを目標としています。

※温室効果ガス排出量の基準年度は、国の温室効果ガス排出量削減目標の基準年と同じ 2013（平成 25）年度とします。

■ 市内の温室効果ガス排出量の削減目標



※BAU 値：Business As Usual（現状のまま推移した場合の推計値）

【施策】

施策名	施策の内容
①省エネルギー化の推進	車の運転に伴う温室効果ガス排出量削減のため、エコドライブを推進します。 公共交通機関や自転車の利用を促進します。 エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入を推進します。 エネファーム（家庭用燃料電池）の導入を推進します。 公共施設や各家庭、事業所等の省エネリフォームを推進します。 空調の適正な温度設定や運転時間の管理、自然光や自然通風の採用による冷暖房抑制などの節電対策を推進します。 農産物の地産地消を促進します。 公共施設の照明設備や街路灯のLED化を推進します。 グリーン購入を推進します。
②再生可能エネルギーの利用推進	再生可能エネルギーシステムの導入を促進します。 再生可能エネルギーシステムにより発電された電力の利用を促進します。 バイオマスエネルギーの活用を検討します。 市民や事業者への再生可能エネルギーシステムの導入に関する情報提供や普及啓発を図ります。
③温室効果ガス吸収源の確保	温室効果ガスの吸収源として期待される山林や農地等の保全と適切な維持管理を推進します。

《基本施策３－２》気候変動への適応策

【指標目標】

指 標	基準値	目標値 (５年ごと)	目標値 (令和２３年度)
雨水浸透設備の導入数	—	９施設以上	市内公共施設の 半数以上

【施策】

施策名	施策の内容
①熱中症対策   	クールビズを推進します。 リーフレットやポスターなどで熱中症予防のための啓発を行います。 クールオアシス（暑さをしのぎ涼むことができる場所の提供）の推進など、暑さ対策の普及を図ります。
②防災・減災対策    	国や埼玉県と連携した護岸の整備などにより、河川や水路の氾濫対策を実施します。 治水対策として、農地の保全に努めます。 治水・暴風対策として既存の樹林の保全と適切な管理を促進します。 ハザードマップの周知・利活用を図り、防災啓発を実施します。 雨水浸透設備の導入などによる洪水対策を推進します。
③外来種侵入防除策  	広報紙や SNS を活用して外来生物の理解促進を図ります。（再掲） アライグマやアレチウリなどの特定外来生物やアメリカザリガニなどのその他外来生物の防除策を推進します。
④農作物被害への対策  	気候変動に強い農作物導入の普及を図ります。

《基本施策3－3》ごみの減量化

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	中間目標値 (令和13年度)	目標値 (令和23年度)
1人1日当たりのごみ 排出量	723 g	660 g	600 g
ごみ資源化率	8.9%	10%	12%

※ごみ資源化率＝資源回収量／（可燃ごみ＋不燃ごみ）

【施策】

施策名	施策の内容
①ごみの減量化の推進 (Refuse・Reduce) 	生ごみの水切り等による減量化を推進します。
	生ごみ処理容器などによる生ごみの堆肥化を推進します。
	食品ロス削減を推進します。
	規格外野菜の活用を検討します。
	ペーパーレス化を推進します。
②資源循環の推進 (Reuse・Recycle) 	ごみの分別の徹底を継続し、リサイクル率の向上を図ります。
	グリーン購入を推進します。(再掲)
	エコプラザなどのリサイクルステーションの活用を推進します。
	集団資源回収を促進します。
	小型家電リサイクルを促進します。
③収集運搬体制の整備 	生活様式の変化に応じた収集・運搬方法を検討します。

環境目標4【環境教育と協働】地域の連携で環境保全が充実しているまち

家庭や学校、事業所などで環境保全について話し合い、みんなが出前講座や観察会などの環境イベントや清掃活動に参加することにより、地域コミュニティが充実し、環境保全が先進的に進んだまちを目指します。

《基本施策4－1》環境学習・教育の充実

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
日常の行動・取組について、 「環境講座に参加するなど、環境について学習している」 (いつも気を付けている＋時々気を付けている) 人の割合(市民アンケート)	24.7%	40%

【施策】

施策名	施策の内容
①環境学習の場の提供  	本市の自然環境を活用した自然観察会の開催など、自然とふれあう機会の創出を図ります。
	市内の教育機関や事業者並びに県と連携した環境学習を推進します。
	市内の小中学校(教育機関)と連携・協力し、省エネや温室効果ガス削減に関する学習を推進します。
	環境学習の企画や運営に必要な専門スタッフの確保については、包括連携協定や産学官連携協議の活用を図ります。
	図書館など公共施設での環境学習に関する企画の推進や、環境学習館における展示などの充実化を図ります。
②事業者の活動の促進 	環境学習会や自然観察会などへの事業者協力を図ります。
	エコアクション21、レジリエンス認証制度など、事業者の環境マネジメントや持続可能な事業に関する登録を推進します。

《基本施策4－2》協働の促進

【指標目標】

指 標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和23年度)
日常の行動・取組について、 「地域の美化・リサイクル・緑化などの活動に参加する」 (いつも気を付けている＋時々気を付けている) 人の割合(市民アンケート)	40.9%	65%

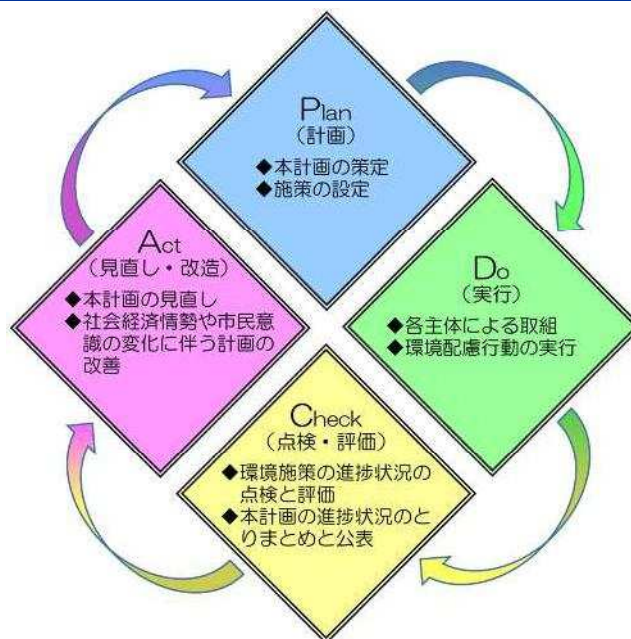
【施策】

施策名	施策の内容
①環境保全に関する情報提供の充実  	樹木の維持管理や下草刈りの実施などのボランティア募集に関する広告を幅広い媒体を活用して情報提供を図ります。 広報はすだやホームページを中心に、地球温暖化対策に関する情報提供を積極的に行います。
②地域活動の促進  	「市内一斉クリーン作戦」などの美化活動を推進します。 環境保全活動を行う市民団体を支援し、協力します。 事業者の環境ボランティア活動への参画を図ります。 市が後援・共催するイベントなどについて、地球温暖化対策の取組や企画の盛り込みが図られるよう働きかけを行います。

計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、進行管理にあたっては「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」及び「Act（見直し・改善）」のPDCAサイクルに則り、実施します。

また、進行状況について公表し、推進体制に基づき、各役割に応じて運用状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



PDCA サイクルによる進行管理（イメージ）

蓮田市第2次環境基本計画 概要版

2022（令和4）年3月発行

発行 蓮田市
埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1
電話 048 - 768 - 3111（代表）
URL <https://www.city.hasuda.saitama.jp/>
編集 蓮田市環境経済部みどり環境課



※この冊子は環境に配慮した用紙を使用しています。